

別表第1（第3条，第6条，第7条関係）

事業の種類	補助対象経費		補助対象限度額
	補助対象経費の内容	補助対象経費 下限額	
湯沸かし設備の新設及び更新	風呂釜，バーナー，煙突，ボイラー，温水機等の改善に要する経費	10万円	100万円
衛生設備の新設及び更新	給排水設備（ろ過機を含む。），換気設備，冷暖房設備，洗面所，脱衣箱（ロッカー）等の改善に要する経費	3万円	67万円
省エネルギー設備の新設及び更新	太陽熱利用温水設備，廃タイヤ燃焼機等の改善等に要する経費	10万円	100万円
建物の新設及び更新（コミュニティ室の新設は除く。）	屋根，天井，壁，窓，浴室（タイル張替えを含む。），脱衣場，番台等の改善に要する経費	10万円	67万円
コミュニティ室の新設（コミュニティ室とは，脱衣室，浴室，サウナ室などを除く独立した部屋で，入浴を目的とした利用者達のふれあいの場としての性格を有するものである。）	建築構造設備，ふれあいの場としての設備等（備品購入を含む。）の新設に要する経費	10万円	200万円

事業の種類で更新とあるのは，消耗品の交換及び保守点検作業等を含まない。

別表第2（第3条関係）

1日当たりの入浴人員を求める算式

年間入浴料金収入額 / (年間営業日数 × 入浴料金単価)

(備考)

- (1) 「年間入浴料金収入額」は、前年分の所得税及び前年中に到来した決算日における法人税の確定申告書の額に基づき算定するものとする。
- (2) 「年間営業日数」は、前号の年間入浴料金収入額を収入した期間に対応する期間内における定休日等を除く実営業日数によるものとする。
- (3) 「入浴料金単価」は、第1号の年間入浴料金収入額を算出した期間において適用された公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により指定した12歳以上の者の入浴料金の平均額とする。なお、年の途中で入浴料金に変更があった場合は、それぞれの入浴料金単価に適用した営業日数を乗じて得た数値の和を算式の分母とする。